

第3章

望ましい環境像と基本方針

三島市環境基本条例に定める基本理念に基づき、本市が目指すべき将来の望ましい環境像を定め、それを実現するための基本方針を示します。また、望ましい環境像や基本方針の実現状況を図るための総合指標を設定します。



第1節 基本理念

三島市環境基本条例では、第3条で環境の保全及び創造について基本理念を定めています。本計画では、三島市環境基本条例の基本理念を踏まえ、以下の四つの基本理念を掲げます。

三島市環境基本条例（第3条）の基本理念

■健全で恵み豊かな環境を享受し、良好な環境を将来の世代に継承する

私たちが健康で文化的な生活を送るためには、公害がないことはもちろんのこと、きれいな空気や水に囲まれ、豊かな自然の恵みを受けることが必要です。また、良好な環境は、将来の世代を含めた市民が共有しているという考えのもと、現在の世代は、これを享受しながら将来に継承していかなければなりません。

■人と自然との共生を確保する

環境は、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っています。したがって環境を良好な状態に保つためには、人と自然との共生が必要不可欠です。水と緑に象徴される自然環境に恵まれた本市の地域特性を生かして、自然環境の保全を図りながら、人と自然との豊かなふれあいの場や機会を確保していく必要があります。

■環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会をつくる

実現する「持続的発展が可能な社会」とは、将来世代が享受することができる健全で恵み豊かな環境を維持しながら、持続的に発展できる社会のことです。このような社会の実現には、市、事業者及び市民がそれぞれの責任に応じた公平な役割分担のもとに、自主的かつ積極的に取り組むことが必要です。

■地球環境の保全を積極的に推進する

私たちの日常生活や事業活動は、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨などの地球環境問題を引き起こす原因になっています。このような問題を人類共通の課題として認識し、積極的に地球環境の保全を推進する必要があります。



第2節 望ましい環境像

本市では、平成32年度を目標年度とする「第4次三島市総合計画（後期基本計画）」を策定し、将来都市像として掲げた「せせらぎと緑と元気あふれる協働のまち・三島 ～環境と食を大切に～」の実現に向け、総合的かつ計画的なまちづくりを進めているところです。

本計画は、この「第4次三島市総合計画（後期基本計画）」に示された将来都市像を、環境面から実現していくものですが、環境への取り組みを効果的かつ発展的に推進していくためには、本市の環境施策の目指すべき方向について、市民、事業者、行政の各々が共通の認識を持つことが重要です。

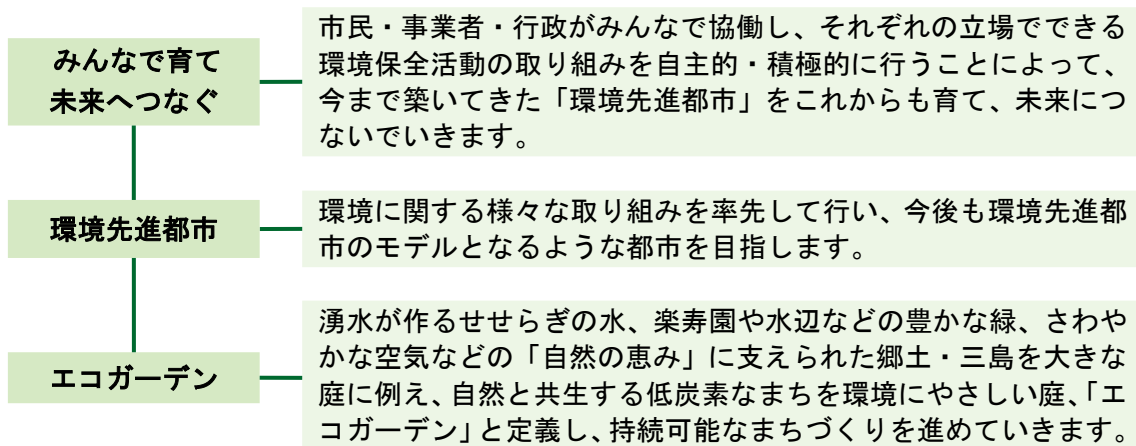
そのため、本市の望ましい環境像を設定し、より分かりやすい目標とします。

望ましい環境像

みんなで育て 未来へつなぐ 環境先進都市・三島 ～人や自然にやさしい エコガーデンをめざして～

望ましい環境像とは

第1次計画では、「みんなで築く環境先進都市・三島」を望ましい環境像として掲げ、市民や事業者との協働のもと、様々な環境施策を推進してきました。その結果、「第14回地球環境大賞（優秀環境自治体賞）」を始めとする環境に関する数々の受賞が示すように、対外的にも高い評価を得ることができました。第2次計画では、今まで、市民、事業者、行政が一緒になって築き上げてきた環境先進都市をより発展させ、本市の良好な環境を将来世代に継承していこうと決意を新たに、「みんなで育て未来へつなぐ環境先進都市・三島」を望ましい環境像として掲げ、更なる環境先進都市を目指していきます。





第3節 基本方針

望ましい環境像を実現するため、次の五つの基本方針を設定します。

1 低炭素・循環型社会に向けたまちづくり 【地球環境】

私たちの暮らしが便利なものになるにつれ、天然資源の枯渇や廃棄物の増大、更には地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球規模の環境問題が顕在化してきています。そのため、生活の豊かさをできる限り損なわずに、化石燃料の消費などに伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減する取り組みを進めると同時に、廃棄物などの排出抑制や資源循環の促進などにより、資源の採取から消費、廃棄までのサイクルを通し、環境への負荷をできる限り少なくする取り組みを進めるなど、低炭素・循環型社会を目指した取り組みを推進します。

2 自然共生社会に向けたまちづくり 【自然環境】

本市は、富士山の湧水や箱根西麓の緑を始めとする、豊かな自然環境に恵まれています。これらの自然環境は生物の多様性を育むだけでなく、私たちの暮らしに潤いや安らぎを与えてくれます。しかし、最近では都市化や産業構造の変化、人口の高齢化やライフスタイルの多様化などにより、貴重な生態系の破壊や質の劣化が進行しています。そのため、私たちの暮らしを自然と調和のとれたものにしていくとともに、生物多様性の確保や自然とのふれあいを促進することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる自然共生社会を目指した取り組みを推進します。

3 健康で安心して暮らせるまちづくり 【生活環境】

日常生活や事業活動などからは、様々な環境への負荷が発生し、大気汚染や悪臭、騒音・振動、水質汚濁などの問題が生じています。事業所から発生する公害はもとより、生活から出る排水や騒音など、私たち自身が加害者となるようなケースも増えてきています。かつての公害問題はほとんど姿を消しているものの、有害化学物質や放射性物質など、日常生活を脅かす新たな問題も増えてきています。そのため、私たちが健康で文化的な生活を送り、将来世代にも継承できるように、環境への負荷をできる限り低減し、健康で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

4 快適な環境に向けたまちづくり 【都市環境】

長い歴史を持つ本市には、湧水や緑といった自然資源だけではなく、古くから先人たちに培われてきた、歴史的、文化的資源が数多くあります。これらの資源を生かした「街中がせせらぎ事業」を始めとする良好な市街地の景観は、市民に憩いや安らぎの場を与えてくれるだけではなく、地域の魅力向上や観光客の増加にも寄与しています。今後も本市の貴重な資源である湧水・緑・歴史・文化などを利活用し、都市の快適な環境を保全・創造することにより、快適な環境に向けたまちづくりを推進します。

5 協働で進める環境づくり 【参加・協働】

今日の環境問題は、私たち一人ひとりが被害者であるとともに、加害者となりうる複雑な状況となっています。環境問題を解決するためには、市民全員が環境問題の当事者であるという意識を持ち、環境に対する理解を深め、環境保全活動を実践していくことが必要です。そのためには、市・市民・事業者がそれぞれの立場で環境について考えるだけでなく、お互いに話し合い、課題を共有し、解決に向け行動していく、協働で進める環境づくりを促進します。



第4節 総合指標

1 総合指標とは

総合指標とは「環境をすべての側面、または一定の側面から総体として表わすための尺度」と定義され、計画全体の目標達成度や進捗状況を測るものさしとなるもので、「第4章 取り組みの推進」で掲げている個別の数値目標とは別に、計画全体として掲げる指標を総合指標として設定します。

本計画では総合指標として、市民意識調査における「環境の満足率」を掲げます。

2 市民意識調査における「環境の満足率」

本市では、毎年実施している「市民意識調査」により、「空気のさわやかさ」や「悪臭がしない」など7項目の環境についての市民の満足率（「満足」「やや満足」の回答者の割合）を把握しています。この市民の環境の満足率の平均（7項目の平均値）を総合指標として設定することにより、自然環境や生活環境、都市環境などの環境の現状について、市民の満足度の面から測ることが可能となります。

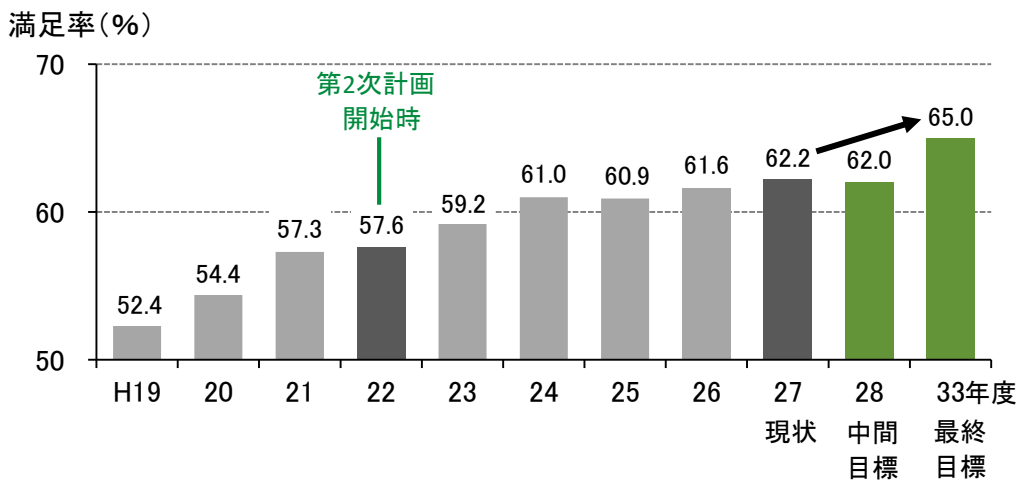
環境の満足率は、第2次計画開始時の現状（平成22年度）が57.6%だったのに対して、平成27年度は62.2%と4.6%増加しています。計画の推進によって満足率を高め、最終目標（平成33年度）として65.0%となることを目指します。

総合指標

総合指標名	第2次計画開始時(H22)	現状(H27)	最終目標(H33)
市民意識調査における「環境の満足率※」(全7項目の平均)	57.6%	62.2%	65.0%

注1) ※満足率＝（「満足」＋「やや満足」）の回答数÷回答者の総数

注2) 環境の満足率の項目は、①空気のさわやかさ、②悪臭がしない、③静かさ、④水のきれいさ、⑤景観の美しさ、⑥身近な緑や自然の量、⑦自然とふれあえる空間 の7項目



環境の満足率（全7項目の平均）



3 数値目標一覧

「第4章 取り組みの推進」で設定している数値目標の一覧を示します。これらの数値目標は、総合指標を補足するサブ指標としての役割を果たします。

数値目標一覧

基本方針	指標名	数値目標	
		現状(H27)	最終目標(H33)
地球環境	市全体からの温室効果ガス排出量	632.9千t-CO ₂ (H24)	550.3千t-CO ₂ (H32)
	市の事務事業からの温室効果ガス排出量	26.9千t-CO ₂	25.5千t-CO ₂
	新エネルギー等導入件数(平成12年からの累計)	2,208件	3,900件
	コミュニティバスの年間利用者数	167,337人	178,000人
	エコアクション21認証取得事業所数(平成22年からの累計)	26件	32件
	市民1人1日当たりのごみ排出量	1,009g/人・日	943g/人・日
	一般廃棄物リサイクル率	15.0%	25.0%
自然環境	市民1人1日当たりの水道使用量	389L/人	365L/人
	雨水利用施設設置基数(平成4年からの累計)	982基	1,168基
	市などが実施する間伐面積(昭和56年からの累計)	1,335ha	1,450ha
	農用地利用集積面積	61.2ha	68ha
	認定農業者数	110人	121人
	耕作放棄地再生面積(平成22年からの累計)	775a	1,315a
	水生生物観察会参加者数	161人 (H25~H27の平均)	200人
生活環境	箱根の里自然体験学習参加者数	2,713人	3,000人
	大気汚染に係る環境基準の達成率	100%	100%
	環境騒音の環境基準達成率	100%	100%
	大場川塚本橋のBOD年間平均値	1.1mg/L (H25~H27の平均)	1.1mg/L以下
	公共下水道処理人口普及率	81.6%	85.6%
	生活排水処理率	84.1%	88.4%
	ダイオキシン類に係る環境基準の達成率	100%	100%
都市環境	公害苦情件数	106件 (H25~H27の平均)	100件
	「景観の美しさ」に関する市民の満足度	55.2%	60.0%
	電線類地中化整備延長(平成15年からの累計)	4,360m	5,260m
	指定文化財の件数	86件	88件
	郷土資料館入館者数	59,395人	60,000人
	都市公園の開設済み面積	38.61ha	55.68ha
	1人当たりの都市公園面積	3.46m ² /人	5.11m ² /人
参加・協働	楽寿園入園者数	281,509人	300,000人
	緑のカーテン用種子配布件数	3,444件	3,750件
	環境リーダー育成人数(平成12年からの累計)	1,594人	2,080人
参加・協働	環境出前講座開催件数	18件	24件
	清掃奉仕活動・環境講演会参加人数	1,267人 (H24~H26の平均)	1,250人